

## 勸 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）を改正することを勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期

ア イ以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.2月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.0月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降

ア イ以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

### 2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

### 3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

#### (1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和3年4月1日から実施すること。